

Q453. 不当労働行為（労組法7条）の種類には、どのようなものがありますか。

不当労働行為（労組法7条）の種類には、以下のようなものがあります。

- ① 組合員であることを理由とする解雇その他の不利益取扱い（1号）
- ② 正当な理由のない団体交渉の拒否（2号）
- ③ 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助（3号）
- ④ 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い（4号）

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎